取組の柱4:「海」から「空」へ拡がる安全保障・安全利用の取組

事例43:海上保安機関間の協力

1. 基本的な考え方

- ●海上における平和と安定の確保には、各国の海上保安機関等の役割は重要。
- ●「国家安全保障戦略」を踏まえて、<u>海上法執行機関との国際的な連携・</u>協力を強化。
- ●ODA等により<u>供与された巡視船等の利活用における各国海上法執行機関の</u>能力向上支援を推進。
- ⇒ 海上保安機関間の協力を強化し、自由で開かれたインド太平洋(FOIP)の実現に貢献

2. 具体的な取組

「海上保安能力強化に関する方針」(令和4年12月16日関係閣僚会議決定) に基づき推進。

- ●外国海上保安機関等との連携・協力
- (例) 米国との共同取組サファイアの推進、印・東南アジア等への巡視船等の寄港・合同訓練・職員交流、国連薬物犯罪事務所(UNODC)、アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センター(ISC)等との連携、豪・太平洋島しよ国等との連携等
- ●諸外国への海上保安能力向上支援を一層推進
- (例) 海上保安庁モバイルコーポレーションチームの派遣、海上保安政策 プログラムによる人材育成、船舶通航支援業務要員の育成支援、海図 作成に係る能力向上支援、航行警報提供に係る能力向上支援
- ●<u>法とルールの支配に基づく海洋秩序維持の重要性を各国海上保安機関との</u>間で共有
- (例)世界海上保安機関長官級会合、北太平洋海上保安フォーラム、 アジア海上保安機関長官級会合、二国間の長官級会合等
- ●海洋政策課題等への対応
- (例)海洋情報把握(MDA)分野における覚書等の署名、海洋状況表示システム(海しる)を通じた情報共有・協力、海上保安分野の学術的な研究等





世界海上保安機関長官級会合

我が国が供与した巡視船への

能力向上支援



日米連携による能力向上支援



日米合同捜索救助訓練



海図作成に係る能力向上支援